



1 5

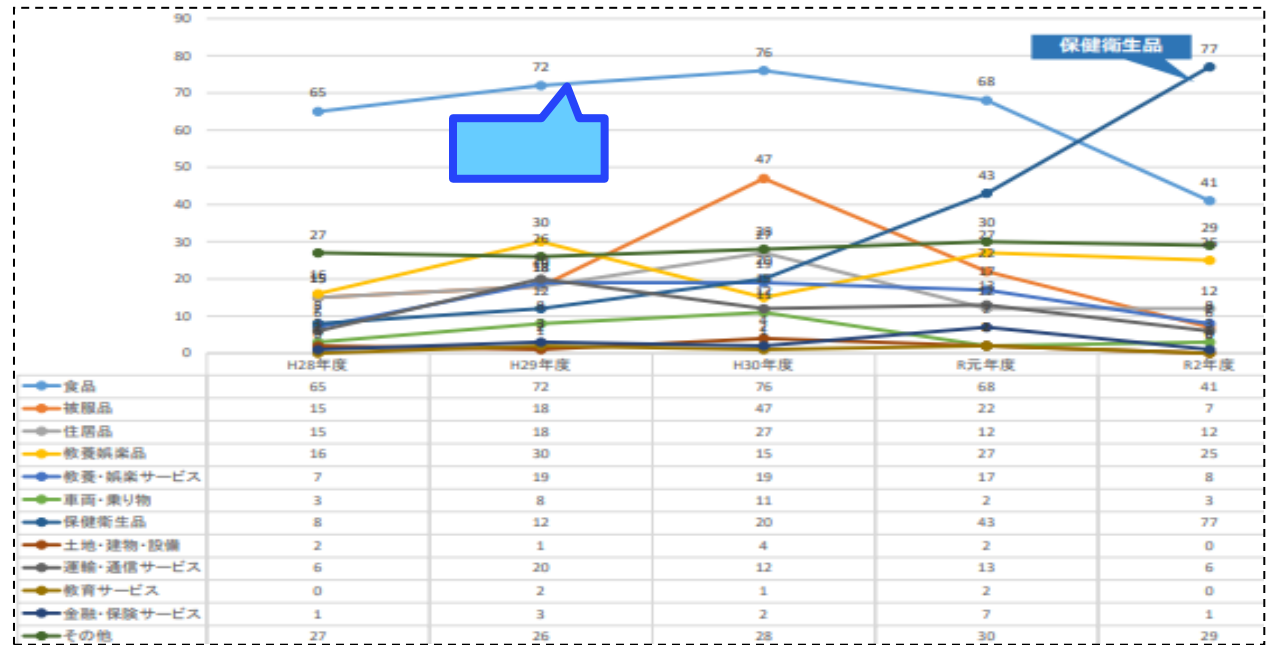
D

26

28

134

37



HP

《加工食品》

第18講 一般用生鮮食品

第1段 生鮮食品の定義

表示基準において、生鮮食品とは「加工食品及び添加物以外の食品として別表第2に掲げるものをいう。」と定義されています。すなわち別表第2に記載されてある農産物、畜産物、水産物のことです。具体的には次のようになります。

①農産物は米穀（精麦は加工食品ですが、精麦や雑穀を混合したものを含みます）、麦類、雑穀、豆類（グリーンピースや枝豆等の未成熟なものは野菜に分類されるため豆類には含まれません）、野菜、果実、その他の農産食品（香辛料原材料、他に分類されない農産食品を含みます）があります。これらを収穫後調整・選別・水洗い等をしたものや単に切断したものや単に凍結させたものも含みます。

②畜産物は食肉、乳（生乳等）、殻付き食用鳥卵、その他の畜産食品があります。これらを単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものも含みます。

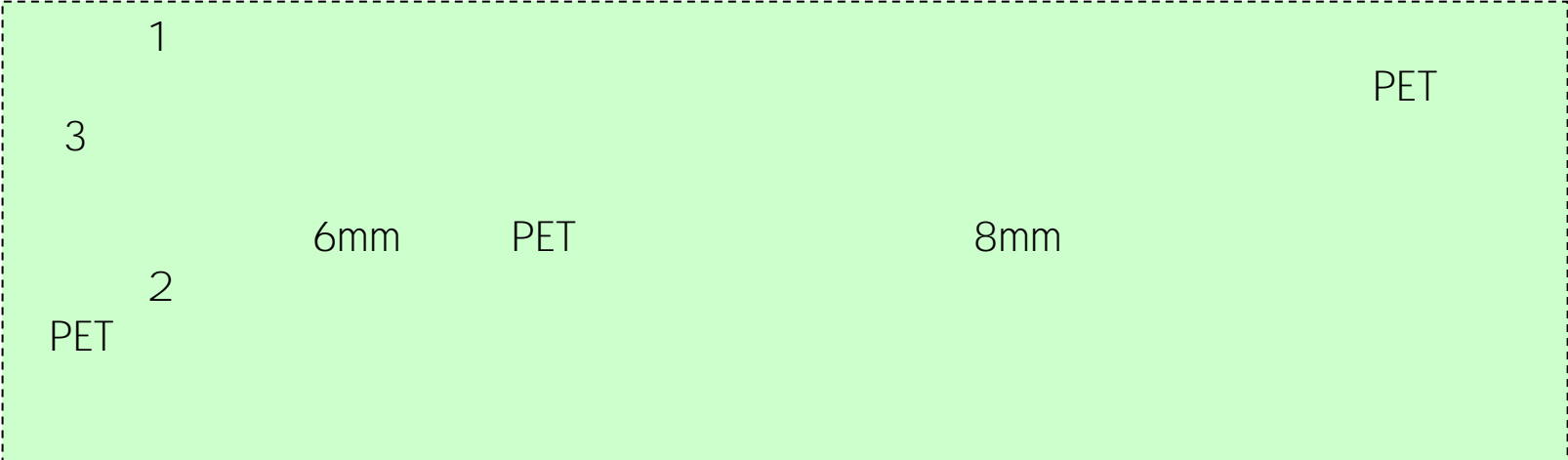
③水産物は魚類、貝類、いか類・たこ類等の水産動物類、鯨等の海産ほ乳動物類、海藻類があります。これらをラウンド・セミドレス、ドレス・フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものは除きます）、むき身、単に凍結させたものや解凍したもの、生きたものも含みます。

第2段 生鮮食品の名称

生鮮食品は名称と原産地の他、**別紙資料注1**)に記載してある放射線照射に関する事項等6項目が横断的義務表示となっています。

名称はその内容を表す一般的な名称を表示します。ただし、個別生鮮食品である容器包装詰め玄米・精米は別表第24に従って表示します。名称は、その内容を的確に表現していれば標準和名等で表示できます。また、地域特有の名称については、その名称が理解される地域において表示できます。

2 4 1
PET



キャップ : PE
ボトル : PET

6mm
8mm



15/21/28 6



17/20 6

2019

18

10

11
